

V 行財政改革の推進

1 推進期間

行財政改革大綱は総合計画の個別計画に当たるため、その推進期間は、総合計画の前期基本計画に合わせ2016（平成28）年度から2019（平成31）年度までの4年間とします。

2 目標

「持続可能な行政経営」の実現のために重要な要素は、財政的な安定性と持続性の確保です。

行財政改革大綱の推進期間に達成すべき目標を総合計画に掲げる財政目標に合わせて、次のとおり設定します。

目標を数値化することで、県内市町、類似団体などとの比較を可能とし、本市の現状を客観的に把握することができます。

指標名	現状値 (2015年度)	目標値 (2019年度)	設定理由
将来負担比率※	21.7% (2014年度)	18.0%	将来負担比率を抑制することは、計画的かつ効率的な財政運営を行うことにつながり、持続的な行政運営が可能となるため。
市の財政規模に変化がない場合、「基金残高の増加」及び「市債残高の減少」によって約12億円の効果額をめざすものです。			

※将来負担比率…市債などの現在抱えている将来に向けての負債から、基金などの充当可能財源を控除したものを、行政の財政規模に対する割合で表したものです。将来を見据えた財政運営状況が把握できます。

3 推進体制

総合計画では、全ての行政活動を実行計画（事務事業）の単位で管理しているため、行財政改革大綱に基づく「持続可能な行政経営」を実現させるための活動も当該事務事業を構成する行政活動の1つとして、実行計画（事務事業）内に計画されます。

そのため、行財政改革の推進は、各部局長のマネジメントの下、将来都市像を実現させるための行政活動とともに、「持続可能な行政経営」を実現させるための行政活動を推進するという意識を職員一人ひとりが認識した上で、各所属が責任を持って実行計画（事務事業）を実施します。

また、行財政改革を推進するに当たり、必要な事項は、市長をトップとする市の経営層で構成する行財政改革推進本部会議において決定するものとします。

4 評価

行財政改革大綱に基づく「持続可能な行政経営」を実現するための行政活動は、実行計画（事務事業）に内包されているため、その評価は、行政評価制度に基づき実施し、評価結果を踏まえて見直しを行います。

また、行政評価制度については、内部評価だけでなく、客観性を確保するため、外部評価を実施します。

5 行財政改革アクションプラン

この大綱に定める行財政改革の視点に基づく取組の中で、特に重要なものについては、行財政改革推進本部が直接管理できるよう「行財政改革アクションプラン」を別途策定し、このプランにおいても内部評価及び外部評価を実施します。